

# 1. はじめに

## 1-1. 計画の目的

### (1) 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、令和5年改正）に基づく計画で、地域の移動ニーズを踏まえ、自治体関係者と協議しながら、将来の公共交通のビジョンと実現に向けた事業体系を示す公共交通のマスタープランであり、地域にとって望ましい公共交通の姿を示すものとされています。令和2（2020）年の法改正に伴い「地域公共交通計画」が規定され、また策定が自治体の努力義務となりました。

### (2) 計画策定の背景

本市においては、平成19（2007）年3月、また平成26（2014）年3月に、将来の目指すべき交通体系を見据えた「西東京市交通計画」を策定し、交通施策の取組方針としてきました。

その後、前回の計画策定から10年が経過し、人口減少や高齢化の一層の進行、新型コロナウイルス感染症の影響による生活スタイルの変化、公共交通維持のための公的負担の増加や乗務員不足など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、このような様々な課題に対応していくことが求められています。

### (3) 計画の目的

以上のような本市における地域及び地域公共交通の課題を踏まえ、地域の暮らしを支え、豊かで暮らしやすい、個性や活力のある地域をつくる上で欠かせない存在である「移動」を確保するため、公共交通が実現する移動の理想を表す基本方針と、その達成のための目標及び施策体系を示すマスタープランとして「西東京市地域公共交通計画」を策定します。

## 1-2. 計画の位置づけと役割

### (1) 計画の位置づけ

西東京市地域公共交通計画は、令和5（2023）年度で計画期間の満了となる西東京市交通計画を踏まえつつ、西東京市第3次基本構想・基本計画、西東京市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（以下、「都市計画マスタープラン」という。）をはじめとする上位計画や関連する諸計画、また、様々な社会情勢・動向との整合性を図り、将来の目指すべき都市像を実現するための地域公共交通政策の方針を示すものです。

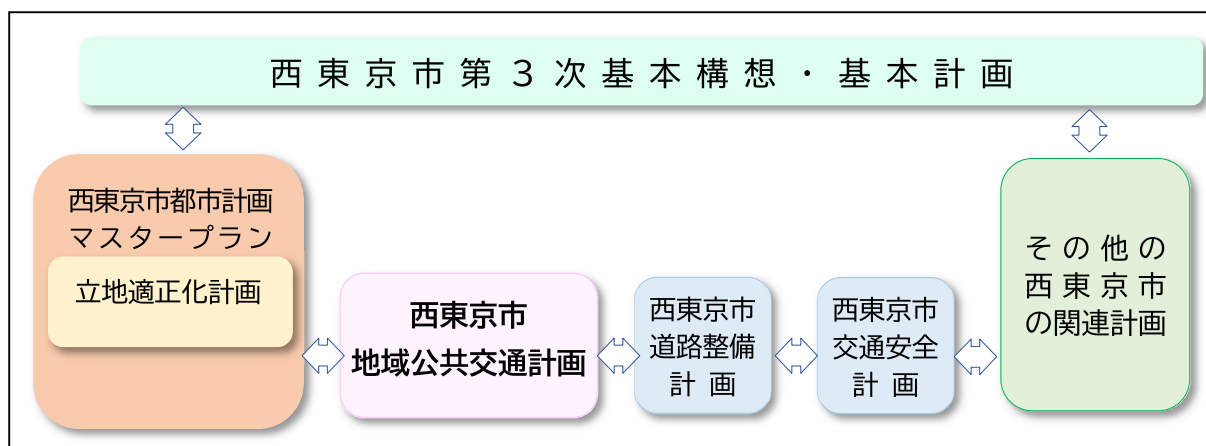


図 西東京市地域公共交通計画の位置づけ

### (2) 計画の役割

計画の位置づけを踏まえ、将来の都市像を実現するため、地域公共交通計画は以下に示す役割を担うものです。

- 市民の移動の理想の姿を実現するための望ましい地域公共交通のあり方を示し、そのために必要な施策と推進のための関係者の役割分担、実施スケジュールを明示します。
- 西東京市第3次基本構想・基本計画、都市計画マスタープランに示された将来都市像を実現するため、地域公共交通が担う役割と取組について示します。
- 交通事業者、行政のみならず、市民や企業などの関係者が連携して取り組む指針となることを目指します。

## 1-3. 計画の区域

計画の区域は、西東京市全域とします。

## 1-4. 計画の期間

令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とします。